

令和 2 年度の消費者行政の取組みについて  
( ② 新型コロナウイルス感染症への対応状況 )

## 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

- 新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺等に対応するため、県消費生活センターにおいて、5月から8月までの間、通常の相談対応日（月～金・日）に加え、土曜日も特別相談を実施。

- 県消費生活センターにおいて、イベントや旅行のキャンセル、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する県民からの相談の受付及び注意喚起。

県内消費生活相談の内容及び件数（R2.1.24～11.1）

（県・県内市町村の消費生活センター）

- ・マスク不足、転売等に関するもの（982件）、
  - ・トイレットペーパー等不足等に関するもの（85件）、
  - ・宿泊等の予約キャンセル料に関するもの（1,083件）、
  - ・給付金に関連した不審電話等に関するもの（22件）
  - ・その他（1,711件）
- 総計 3,883件

- 特別定額給付金に関連した詐欺に関する啓発チラシを作成し、行政機関が受給に当たってATM（現金自動預払機）の操作や手数料の振込を求めたりすることは絶対にならないこと等を周知するとともに、あやしい・おかしいと思った場合は、迷わず最寄りの消費生活センターや警察署等に相談することを呼びかけ。

- ・市町村に対し、各世帯に送付する特別定額給付金申請書への啓発チラシの同封、ホームページへの掲載、各種窓口への配架などの方法により住民に対する周知を行うよう要請（4月30日）
- ・福岡県及び県消費生活センターのホームページに掲載（5月1日～）
- ・県税事務所、保健福祉（環境）事務所等の窓口へ、啓発チラシを配架（5月1日～）
- ・銀行・郵便局等の窓口へ啓発チラシを配架（5月13日～）

- マスクや生活必需品が必要な方に届くよう、県民に対し、ホームページやSNSにおいて冷静な購買活動と呼びかけ。

- 国民生活安定緊急措置法に基づくマスク（3月15日～）及びアルコール消毒製品（5月26日～）の転売規制<sup>※</sup>について、県消費生活センターのホームページで周知。

※8月29日に、マスク及びアルコール消毒製品の転売規制は解除。